



あなたも町のセールスマンとして、「ふるさと寄附」を帰省中のご家族・ご友人に是非おすすめください。

12月現在、本町への寄附額は1億円を突破！ お問い合わせ先：財政課財政経理グループ

## 上ノ国のふるさと寄附

### 都市から地方へ

### ふるさと寄附制度

多くの人は地方で生まれ、その自治体から医療や教育などの様々な住民サービスを受けて育ち、やがて進学や就職で都市部に移り住み、そこで納税しています。

その結果、都市部の税収は増えますが、生まれ育った故郷の自治体は税収が減ってしまうという格差が生まれました。

ふるさと寄附は、『今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意志で納税できる制度』です。

『納税』という言葉を用いていますが、実際には寄附であり、寄附金から2千円を引いた額の残額または一部は、お住まいの市町村

などに支払う個人住民税や所得税から控除される制度です。

### まちの収入源となつて寄附

昨年度の町税収入と比較すると、4億1579万円に対し、ふるさと寄附が1億6859万円と、大きな収入源になっていくことが分かります。

### さらに利用しやすくなった制度

これまで、寄附した際には確定申告が必要になり、それが寄附される方の負担になっていましたが、税制改正に伴い、5自治体までの寄附は確定申告が不要となるワンストップ制度が始まっています。

この制度を利用した場合、控除額のすべてが翌年度の住民税から自動的に控除されます。

### ふるさとにもメリット

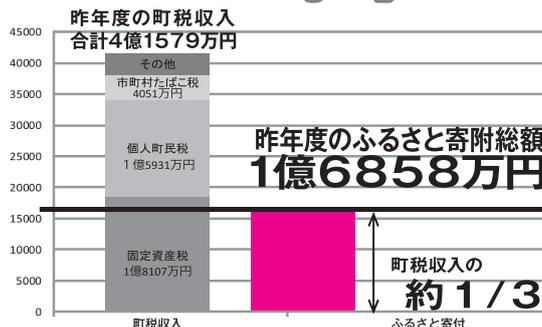
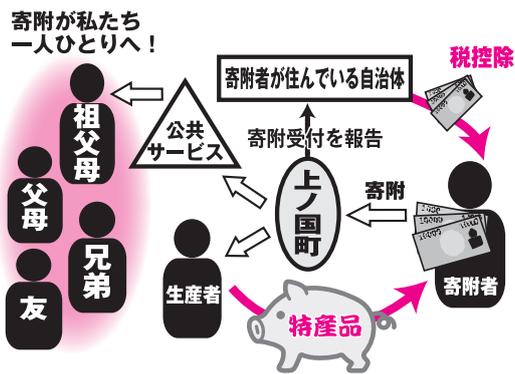
### 寄附者にもメリット

1万円以上の寄附で、返礼品として町の特産品が贈られ、2千円の個人負担が伴うものの5千円相当の返礼品が送付されるため、実質本人負担がゼロ円になるということになります。

仮に2万円の寄附となると、個人負担は2千円のみで、1万円に対し、1つの返礼品となるため、特産品を2つ受け取ることができ

ます。さらに本町では、寄附をした場合、特産品と交換する際の利便性を考慮し、寄附日から2年間の間、好きなタイミングで特産品と交換することができポイント制度も始まっており

ます。寄附される方にも大変お得で、私たちのまちも元気になるふるさと寄附、是非遠方のご家族やご友人におすす



### 返礼品として贈られる特産品の一例



1万円以上の寄附で、特産品の贈呈と税控除により、本人負担が実質ゼロ円になる場合があります！

町HP ふるさと寄附ページ  
<http://www.town.kaminokuni.lg.jp/hotnews/detail/00000139.html>



## 値下げ！ ハンノキ地区の宅地分譲価格改定について

新築や移住・定住にオススメ！リフォーム補助金も利用可能

分譲価格(坪単価)  
~~2万1,488円~~  
 (平成16年～平成28年)

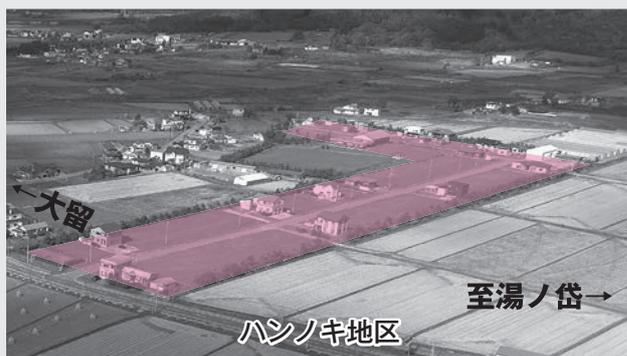
値下げ

平成29年1月から  
 分譲価格(坪単価)  
**1万円**

町では、新村地区にあるハンノキ地区分譲地を販売しておりますが、このたび、販売開始から12年が経過し、周辺の地価や今後の地価変動を考慮し、販売価格の改定を行いました。

新たな分譲価格は1坪あたり1万円とお手ごろになっておりますので、ぜひ検討ください。

なお、今回の分譲価格改定に伴い、下水道接続に関する受益者負担金の免除特例は取り止めとなります。



ハンノキ地区

お問い合わせ 施設課財産管理グループ